



## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 168号 2010.10.9 発行 社会政策研究所

### 「障害年金取れる」うつ病患者に不適正指南 ネット販売

朝日新聞 2010年10月3日

うつ病患者を対象にしたマニュアルや購入を促す案内

うつ病患者を対象に「生活費を確保しよう」などと触れ込み、障害年金の取得を促すマニュアルが有料で出回っている。年金申請には障害認定が必要で、診断書に症状を重く書いてもらうように「医師を誘導してください」などと指南する内容だ。厚生労働省は「テクニックで年金取得を目指すのは年金制度の趣旨にそぐわない」と問題視している。

マニュアルはインターネット上に5種類ほど流通しているとみられる。3千~2万円程度で販売されており、購入手続きを取るとダウンロード



ードできるようになっている。

うつ病患者向けに、障害年金2級を取得すれば「年額で約200万円が7年間にわたって支給される」などと説く内容が多い。あるマニュアルは「患者主導」で診断書を書いてもらう必要性を強調。障害2級の認定基準に合わせた表現で病歴資料を作り、医師に受け取らせることを勧める。「家族全員で診察室を訪れ、プレッシャーを与えてしましましょう」とも書いている。

厚労省によると、うつ病や躁鬱（そううつ）病などの気分障害を抱える患者数は、1996年の43万3千人から2008年には104万1千人に増加した。出回っているマニュアルは、うつ病などを抱え、将来の生活に不安を感じている人をターゲットにしているとみられる。

マニュアルを調査した同省年金局の担当者は「テクニックで年金受給の可否が決まることはない。マニュアルを信じる前に正確な診断を受けてほしい」と話す。日本年金機構は「マニュアルの存在は把握している。その通りに医師を誘導しようとしても、医師が影響されるとは思えない」と話している。

長崎市消費者センターには最近、「マニュアル通りに年金申請をしたのにうまくいかない」という相談があったという。「マニュアルには、最大で1千万円以上の支給を受けることができるというような断定的な表現が目立つ。患者を誤解させ、病状悪化にもつながりかねない。誇大表現を制限する景品表示法や特定商取引法に抵触する可能性もある」と指摘している。

国民生活センター（東京）も「全国の消費者センターなどにも『信用できるのか』『マニュアル通りにやったけれども効果がなかった』などの相談が寄せられている」と話している。

これに対し、1年前からインターネット上でマニュアルを販売している男性は「うつ病

で不安を抱えている人に障害年金制度を知ってもらう目的で作成した。不適正な申請であるかのように誤解される表現があったことは事実。現在、全面的に書き換えている」と話した。(安倍龍太郎)

### 精神科の身体拘束が増加 = 認知症増が影響? 実態不明 専門家に分析依頼・厚労省

時事通信社 2010年10月2日

精神科病院で患者の体を布製ベルトなどで固定する身体拘束が年々増加し、4年間で1.3倍になっていることが2日、厚生労働省の調査で明らかになった。身体拘束は人権上問題があり、介護施設では原則禁止されている。専門家は実態把握の必要性を指摘している。

この調査は、施策の基礎資料として毎年6月末時点の病床数や患者数、入院形態、処遇などを調べる「精神保健福祉資料」。最も新しい2007年のデータでは、身体拘束を受けている患者は6786人で、前年から800人弱増加した。

最初にデータを取った03年は5109人、04年は5242人、05年は5623人で、毎年増加していることになる。

一方、保護室への隔離も増加傾向だったが、07年は8247人で前年より320人減少した。

同資料によると、入院患者全体の数は年々減少しているが、認知症患者は増加している。同省研究班の調査で、ほかの疾患と異なり認知症では隔離よりも身体拘束の方が多いいことが分かっており、認知症患者の増加が拘束の増加に関係しているとの見方もある。

同省は「入院期間が短くなっており、入れ替わりが激しいためかもしれない。ある時点での調査であり、拘束時間が増えているかは分からない」と指摘。どのような状況での拘束が増えているのかなど、専門家に分析を依頼した。

岡山県精神科医療センターの中島豊爾理事長は「人としての尊厳の問題。本当に必要なときはきちんとしなければならぬが最小限にすべきで、実態が把握されていないことが問題だ」と話している。

### 初の成年後見法世界会議、「横浜宣言」を発表し閉幕

カナロコ 2010年10月5日(火)

成年後見制度の適切な利用を訴える「横浜宣言」で締めくくった  
成年後見法世界会議 = パシフィコ横浜

認知症や精神疾患などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度について、法曹関係者らが話し合う世界初の「2010年成年後見法世界会議」が4日まで、横浜市西区のパシフィコ横浜で開かれ、同制度の適切な利用を訴える「横浜宣言」を発表して閉幕した。

同会議は2日に開幕、16カ国から約500人が参加した。最終日の4日には、八つの分科会が議論の結果を報告。子どものいない単身高齢者らを地域住民が支える市民後見人のあり方、後見人への公的支援組織の必要性など、さまざまな課題を指摘した。

最後に成年後見制度の適切な利用を訴える横浜宣言を発表。日本に関しては、成年後見に関する市区町村長申し立ての積極的な実施や、後見人が本人の代わりに医療行為に同意できる権利を求めるとともに、後見開始決定に伴う選挙権のはく奪など権利制限が多すぎるとして、現行成年後見法の改正や運用改善を求めた。

また、国連の「障害者権利条約」とハーグ国際私法会議の「成年者の国際的保護に関する条約」の早期批准も日本政府に要望した。

